

長浜市告示第19号

長浜市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要綱（令和4年長浜市告示第304号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月27日

長浜市長 浅見 宣義

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、長浜市建設工事の積算疑義申立てに関する要綱（平成31年長浜市告示第92号）第3条に規定する入札については、同要綱第8条第2項から第4項までの規定によるものとする。

第5条第2項を削る。

第8条第1項中「第5条第1項」を「第5条本文」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。